

総務委員会報告資料【追加】

令和6年6月25日

報告事項件名

頁

- 1 【追加】「株式会社アクト又は同社代表者から金銭の提供を受けた区議会議員の圧力などによって、区の入札・契約の公正が歪められることがなかったか」についての公益監察員による調査結果について・・・・・・ 2

(総 務 部)

総務委員会報告資料

令和6年6月25日

件名	【追加】「株式会社アクト又は同社代表者から金銭の提供を受けた区議会議員の圧力などによって、区の入札・契約の公正が歪められることがなかったか」についての公益監察員による調査結果について
所管部課名	ガバナンス担当部 コンプライアンス推進担当課
内容	標記案件について、足立区公益監察員による調査結果が区長あてに提出されたため、以下のとおり報告する。 1 調査の経緯について 株式会社アクト（以下「アクト」という。）の代表者A氏（江東区の施設の業務委託契約の入札において、同区経理課長から入札情報を聞き出した見返りに同区区議会議員B氏に対して現金30万円を贈ったとの事実により贈賄罪の有罪判決を受けている）は、令和5年5月のB氏のあっせん収賄罪の公判において、「足立区でも指名を受けられるよう足立区議会議員に口利きをお願いし、見返りに現金を渡していた」との証言をした。 区では、本件証言等を把握し、アクトは足立区においても多数の契約を落札している実績があることから、区として本件証言に関する調査（以下「本件調査」という。）を行う必要があると判断した。 2 公益監察員による調査等について 本件調査については、専門性の観点から法律家（弁護士）による調査が求められたが、特に本件調査については、調査の独立性を確保する必要があることから、内部通報要綱（注1）に基づく公益監察員による調査を行うことが望ましいと判断された。 以上のことから、当時、本件事案の調査を担当していた課長が内部通報を行い、令和5年6月29日に足立区の公益監察員である金子憲康弁護士に調査を委任した。 なお、本件調査結果については、個人情報等を除いてできる限り広く公表する方針とした。 （注1）正式名称：足立区職員等の内部公益通報等に関する要綱 3 公益監察員の調査体制 金子弁護士は、本件調査を適正かつ円滑に行うため、2名の弁護士を補助員として指名し、以下のメンバーにより調査等を実施した。 金子憲康（公益監察員（弁護士）、あさひ法律事務所） 三浦徹也（公益監察員補助員（弁護士）、あさひ法律事務所） 玉田尚士（公益監察員補助員（弁護士）、あさひ法律事務所）

4 公益監察員の調査の方法及び経過

区とアクトとの間の契約は多数存在するため、重点的に調査を実施する契約を設定しつつ、その他の契約についてもヒアリング等によってアクト又はアクトのA氏から金銭の提供を受けた区議会議員その他の第三者が介在する不正行為の有無を確認していくという方法を取った。そのうえで、各契約の担当者にアンケート及びヒアリングを実施した。

また、A氏に関する刑事記録の閲覧を行った。A氏にもヒアリングを要請したが、代理人弁護士を通じて、調査協力要請には応じないとの回答があった。

5 調査結果

刑事記録上、A氏が足立区の指名競争入札に際し、区議会議員に対し、口利きを依頼し、指名を受ける見返りに現金を渡したと供述したことは確認できた。しかしながら、仮にA氏が区議会議員に対して上記のような働きかけをしていたとしても、当該区議会議員が実際に足立区職員に対して不正な働きかけをしたかは明らかでない。

この点について、A氏から本件調査への協力が得られず、また足立区職員へのヒアリングでもアクトが指名を受けられるように何らかの働きかけを受けたとの回答はなく、区議会議員が足立区職員に対してアクトが指名を受けられるように不正な働きかけをしたとまでは確認できなかった。

その他、アクトには足立区が設定した予定価格や最低制限価格に近い金額で落札している事案があるなど疑義を生じさせる事実関係はあるものの、その多くが当時の足立区の入札の運用等に照らして一定の合理的な説明が可能である。

本件調査において得られた証拠に照らし、アクト又はアクトから依頼を受けた区議会議員等が、足立区職員に対して、足立区との契約に関して不正な働きかけをし、それによって足立区の入札・契約の事務が不適切に影響を受けたとまでは認められない。

6 添付資料 調査結果報告書（別添1）、調査報告書（別添2）

7 公表の根拠 内部通報要綱第25条第5項

「区長は、是正措置等の実効性を確保するためその他必要と認めるときは、通報者を特定する情報その他公表することが不適切な情報を除いて、内部通報に係る調査結果等を公表することができる。」